

独立行政法人水資源機構分任契約職  
木曾川用水総合管理所長 本田 毅  
( 公 印 省 略 )

## 見 積 依 頼 書

- 1 件 名 長良導水電気防食設備点検業務
- 2 施 行 場 所 三重県桑名市長島町西外面地内外
- 3 工 期 契約締結の翌日から50日間
- 4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

### 記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 書 等
  - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
  - 2) 提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)  
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
  - 3) 提出期限 令和 5 年 6 月 12 日 12:00 まで
  - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 木曾川用水総合管理所 経理課 中原  
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482
  - 5) 見積回数 2回を限度とする。  
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の書提出の期限は 令和5年6月12日 16:00 までとします。
  - 6) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。  
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 3 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
  - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
  - 2) 受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
  - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。  
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

## 長良導水電気防食設備点検業務 仕様書

### I. 概要

1. 業務名 長良導水電気防食設備点検業務
2. 業務場所 三重県桑名市長島町西外面地内外
3. 業務概要 設備点検業務（数量総括表及び参考図面参照）  
・電気防食設備点検 ー 1式
4. 期間 休日等を含み、契約締結の翌日から 50 日間とする。  
なお、休日等には、日曜日及び祝日のほか、作業期間内の全土曜日を  
含んでいる。

### II. 総則

1. 適用  
本仕様書は「長良導水電気防食設備点検業務」（以下、「本業務」という。）に適用  
する。
2. 安全管理  
作業に当たっては安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。
3. 業務関係図書
  - 1) 作業工程表
  - 2) 施工状況写真
4. 疑義に対する協議等  
設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、点検状況により設計図書によることが  
困難または不都合が生じたときは、担当者との協議を行い必要に応じて設計変更を行う。

### III. 業務編

#### 1. 点検概要

点検場所	施設名		電極方式
開削部導水路外面	堤内開削部導水管路		流電陽極方式（近接陽極法）
	1 工区開削部導水管		外部電源方式（近接陽極法）
セグメント外面	2 工区	発進側	外部電源方式（近接陽極法）
		到達側	流電陽極方式（近接陽極法）
	3 工区	立坑内及び発進側	流電陽極方式（近接陽極法）
		到達側	外部電源方式（近接陽極法）
	4 工区	発進側及び到達側	外部電源方式（近接陽極法）
	5 工区	発進側及び到達側	外部電源方式（近接陽極法）

#### 2. 点検項目

- 1) 電位測定 測定箇所 15 箇所  
別紙参考図の①～⑮、延べ測定点数 19 点を行うものとする。
- 2) 整流器の稼働状況の確認  
出力電圧、出力電流 4 箇所 No.1～4 の測定を行うものとする。
- 3) 通電電極の電極発生電流測定 測定箇所 7 箇所  
以下の箇所の測定を行うものとする。

施設	箇所数	測定場所
2号制水弁室	2箇所	⑨2工区到達側、⑨2工区発進側
3号制水弁室	2箇所	⑬3工区到達側、⑬4工区発進側
4号制水弁室	2箇所	⑭4工区到達側、⑭5工区発進側
5号制水弁室	1箇所	⑮5工区到達側

4) 陽極発生電流測定 測定箇所 9箇所

以下の箇所の測定を行うものとする。

施設	箇所数	測定場所
堤内部	5箇所	① 測定箱 No. 1 西側、① 測定箱 No. 1 東側、 ② 測定箱 No. 2、③ 測定箱 No. 3、④ 測定箱 No. 4
2工区	1箇所	⑧2工区 Mg 用測定箱
3工区立坑	3箇所	⑩2工区到達側、⑪3工区立坑内、⑫3工区発進側

5) 5号制水弁室(局舎内整流器 出力電圧、出力電流、電位測定 24時間同時測定 通電電極のガスブロッキング状況確認のために上記内容を実施することとする。終了後は、測定機器の回収を行う。

3. 検査基準

1) 開削部導水路外面

導水管の対地電位が、+0.2Vより卑(一側)となること。

注1)照合電極は、埋設された亜鉛照合電極による。

注2)照合電極に飽和硫酸銅電極を使用する場合は、亜鉛照合電極による値へ換算。

換算値：測定値[V]+1.05[V]

2) セグメント外面

セグメントの対地電位が、自然電位(防食設備稼働の電位)より0.3V以下卑(一側)へ変化(シフト)すること、または+0.2Vより卑(一側)となること。

ただし、3工区立坑前後のセグメント外面は土質差によるマクロセル腐食防止のため、+0.2Vより卑(一側)となること。

注1)照合電極は、埋設された亜鉛照合電極による。

4. 貸与資料

本業務において以下の資料を貸与する。

①令和4年度長良導水路電気防食設備点検業務 点検報告書

5. 提出書類

本業務の成果品として下記のものを作成し、2部提出するものとする。

①電子媒体(CD-R)

②紙による報告書(A4版 市販ファイル)

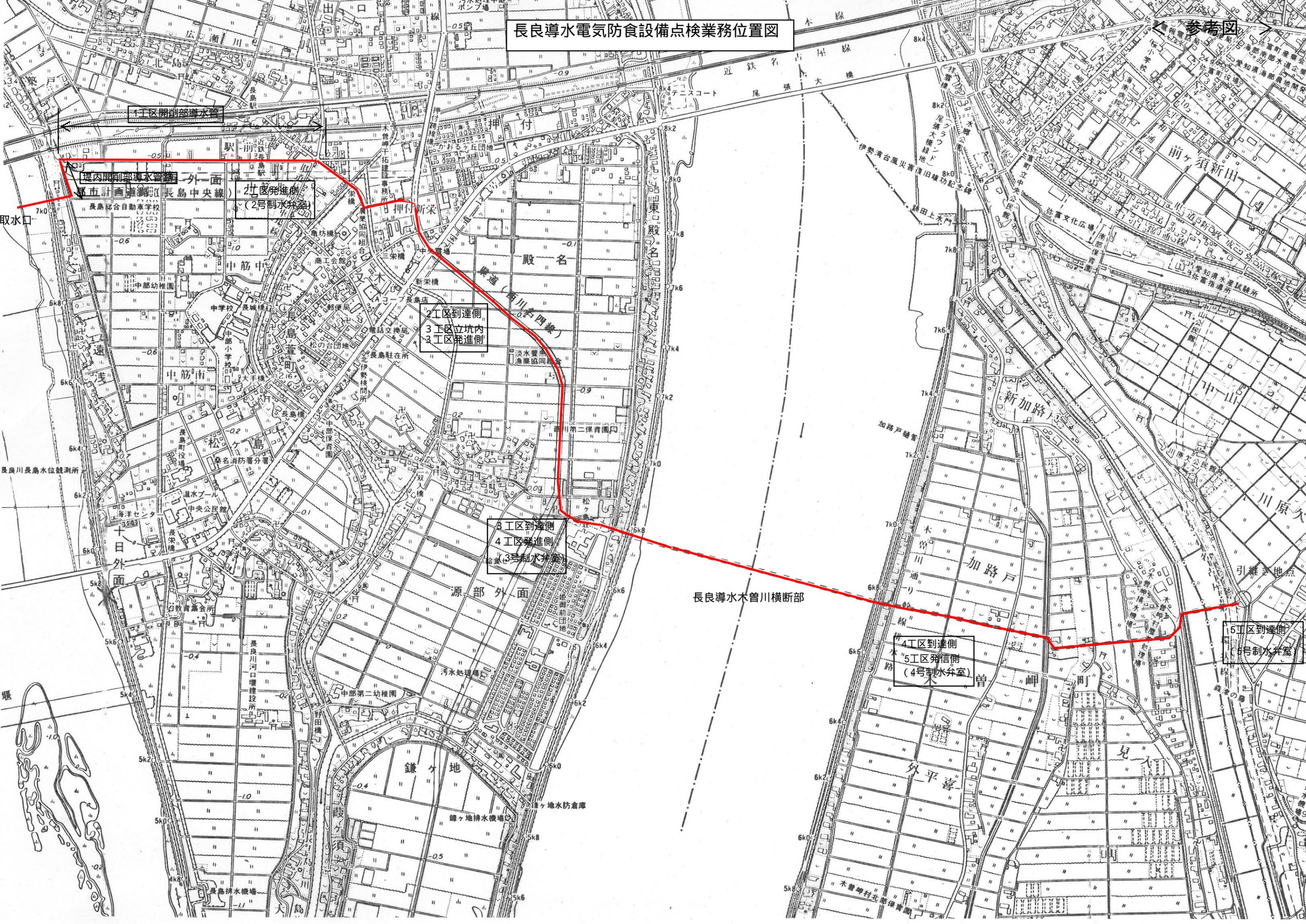
なお、電子媒体については報告書のPDFデータ、及びPDFデータを作成するために使用した文書データ、写真データ、表計算データを対象とする。

数量総括表

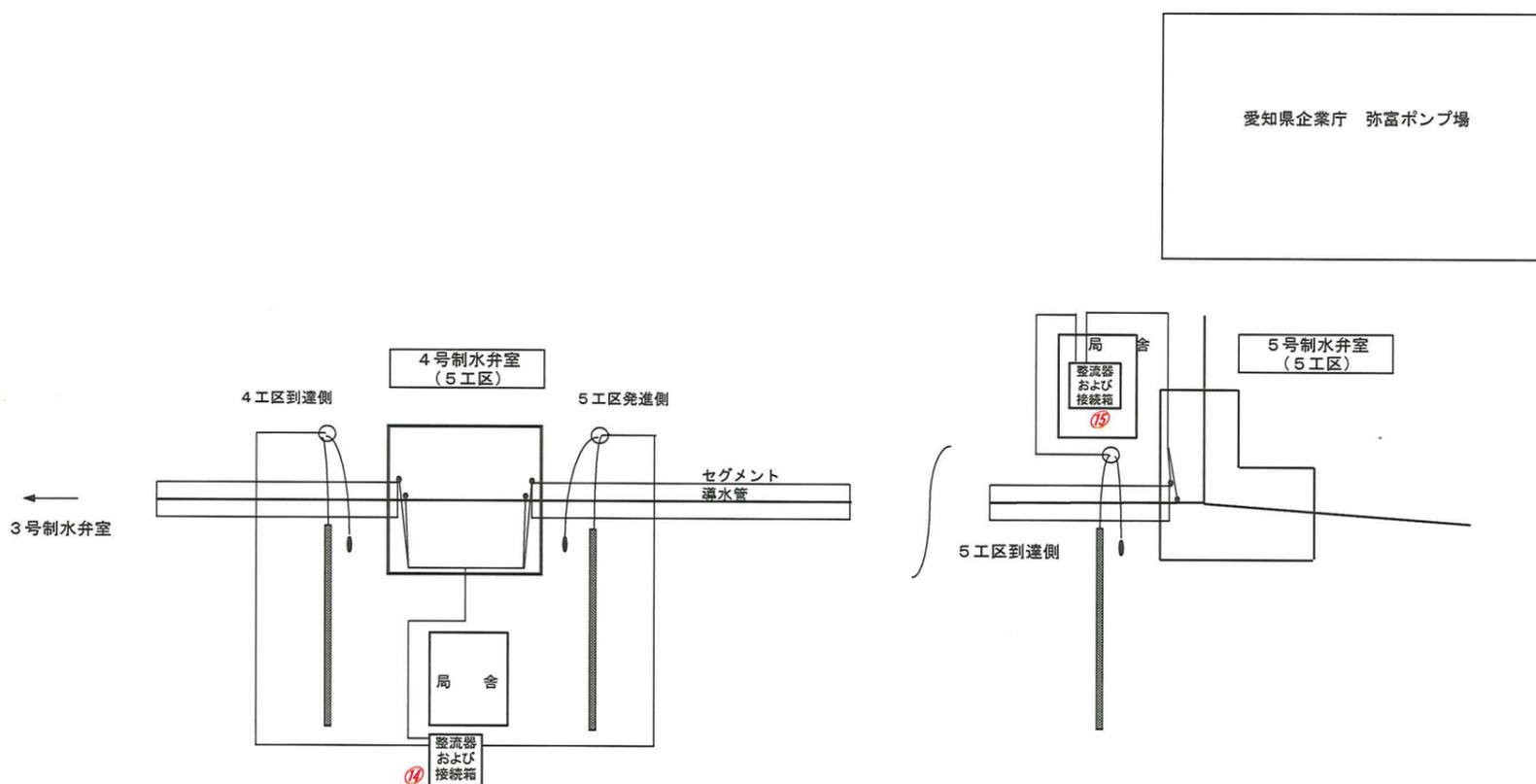
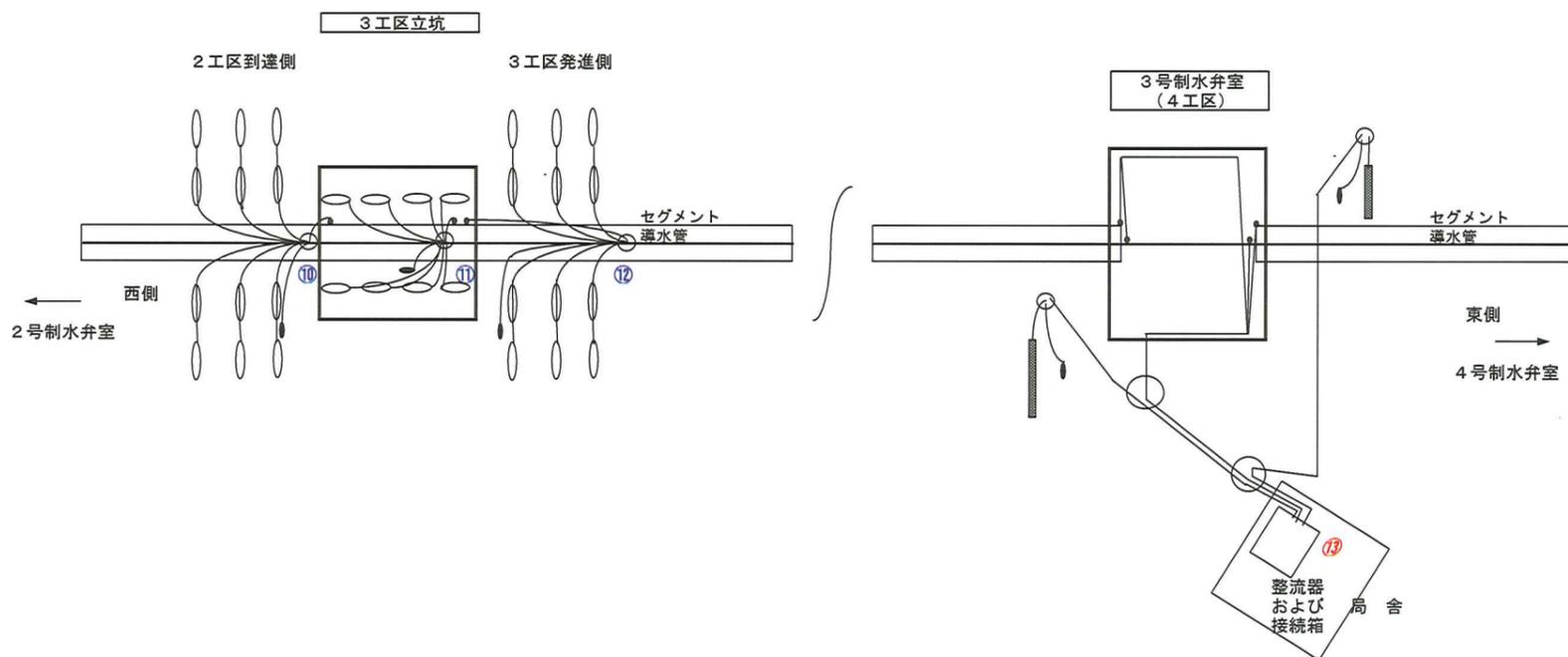
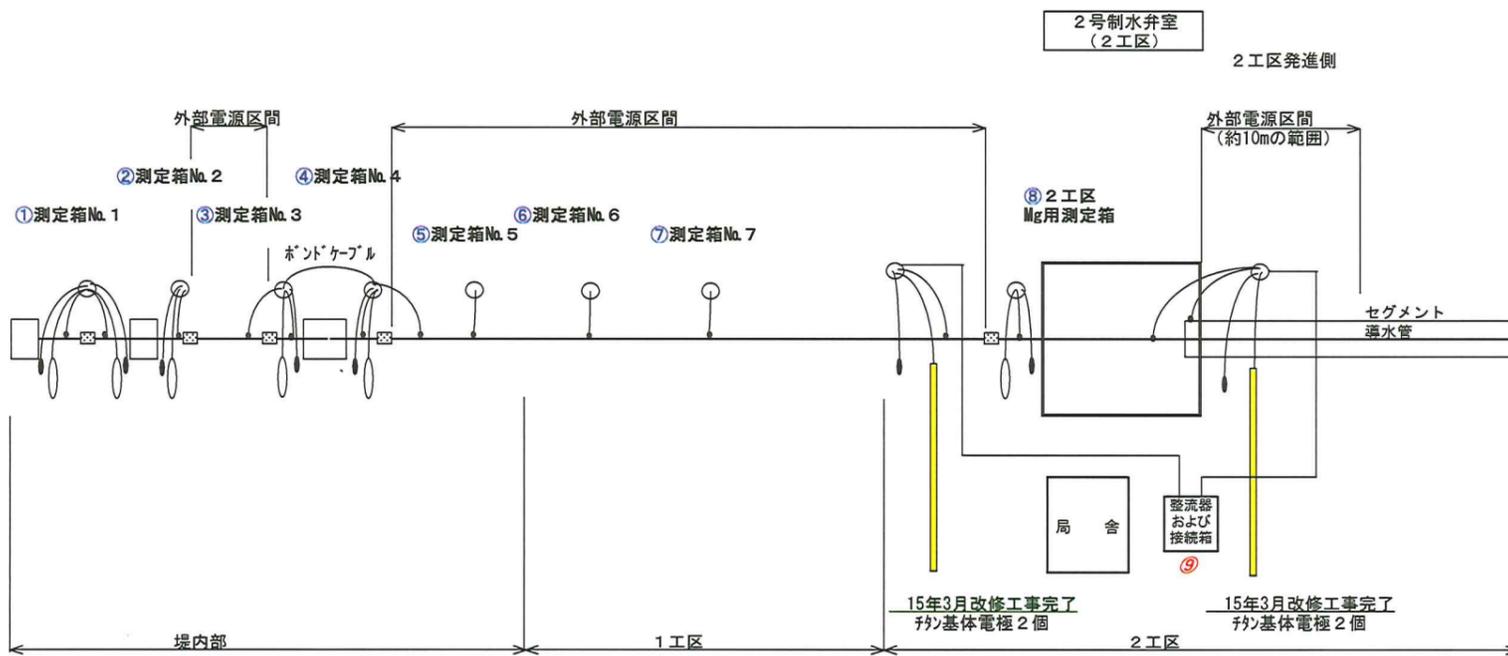
名称	規格・条件	単位	数量	備考
点検原価	電位測定、整流器稼働状況確認、電流測定	式	1	Ⅲ. 業務編 2. 点検項目に 要する費用
間接点検費	報告書作成費、旅費交通費	式	1	
諸経費		式	1	
点検業務価格		式	1	
消費税相当額		式	1	
点検業務費		式	1	

# 長良導水電気防食設備点検業務位置図

参考図



長良導水路電気防食設備点検業務 概略位置図



注1) 測定箱No. 1・No. 2・No. 3・No. 4 および 2工区Mg用測定箱は流電方式区間

注2) 標準体(青色)は土中測定箱において測定。  
斜体(赤色)は露出接続箱において測定。

凡例

- : マグネシウム陽極 (4本/ヶ所) 型式: 147M100
- : 亜鉛照合電極 (1本/ヶ所)
- : 外部電源用フェライト電極 (2本/ヶ所)
- (青) : 2号制水弁電極は、平成15年3月の改修工事で、チタン基体電極を設置。既設電極は、消耗で通電不能。
- (赤) : 接続箱
- : ケーブル
- : ターミナル

(案)

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曽川用水総合管理所 経理課 中原 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職

木曽川用水総合管理所長 本田 毅 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

## 見積依頼書等の交付受領書

令和 年 月 日に交付された(件名:長良導水電気防食設備点検業務)の  
見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

## くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

## 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

## 2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

## 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただき番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」  
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

## 4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	①	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、  
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	②	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、  
◎◎工業 が契約の相手方となる。